

議案第10号

葛飾区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

産業観光部を設置する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区組織条例の一部を改正する条例

葛飾区組織条例（昭和39年葛飾区条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「地域振興部」を「地域振興部

産業観光部」に改める。

第2条の表地域振興部の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同項の次に次のように加える。

産業観光部

- ① 産業経済に関すること。
- ② 観光に関すること。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。